平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則(平成4年岩手県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(定義)	(定義)		

- 第2項を除く。) において、次の各号に掲げる用語の意義は 、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「略]
 - (2) 各課等 次に掲げる課等をいう。
 - ア 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第 46号) 第2章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務 室、政策地域部政策推進室及び市町村課、文化スポーツ 部文化スポーツ企画室、環境生活部環境生活企画室、保 健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、 農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室 、復興局復興推進課並びに出納局

イ~キ [略]

(3)~(14) 「略]

(合議)

第3条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に 第3条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に 定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなけれ ばならない。

	合議区分		
	本 庁		出先機関
合議事項	会計管理者	出納局審査課 長である出納 員	審査指導監である出納員
[略]			

- 2 前項の規定にかかわらず、出納局審査課長である出納員の 2 前項の規定にかかわらず、出納局会計課審査課長である出 合議事項とされているもののうち特に重要と認められるもの については、会計管理者に合議しなければならない。
- 3 「略]

(競争入札参加者の資格審査等)

第108条の2 「略]

2·3 [略]

- 第2条 この規則(第7号に掲げる用語にあっては、第180条 第2条 この規則(第7号に掲げる用語にあっては、第180条 第2項を除く。) において、次の各号に掲げる用語の意義は 、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「略]
 - (2) 各課等 次に掲げる課等をいう。
 - ア 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第 46号) 第2章に規定する秘書広報室秘書課、総務部総務 室、政策地域部政策推進室及び市町村課、文化スポーツ 部文化スポーツ企画室、環境生活部環境生活企画室、保 健福祉部保健福祉企画室、商工労働観光部商工企画室、 農林水産部農林水産企画室、県土整備部県土整備企画室 、復興局復興推進課並びに出納局総務課

イ~キ [略]

(3)~(14) 「略]

(合議)

定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなけれ ばならない。

	合議区分			
合議事項	本 庁		出先機関	
	会計管理者	出納局会計課	審査指導監である出納員	
		審査課長であ		
		る出納員		
[略]				

- 納員の合議事項とされているもののうち特に重要と認められ るものについては、会計管理者に合議しなければならない。
- 3 「略]

(競争入札参加者の資格審査等)

第108条の2 「略]

2 · 3 [略]

知事は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項 4 知事は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項

明らかにしなければならない。

(1) 調達をする物品等(特例政令第2条第2号に規定する 物品等をいう。以下この節において同じ。)又は特定役務 (特例政令第2条第3号に規定する特定役務をいう。以下 この節において同じ。) の種類

 $(2)\sim(4)$ 「略]

「略]

(一般競争入札の公告)

第108条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合 | 第108条の3 特定調達契約につき一般競争入札に付する場合 における第93条の規定の適用については、同条中「10日(1 件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、15 日)」とあるのは「40日(一連の調達契約(特例政令第2条 第5号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節におい て同じ。) のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札 については、24日。ただし、最初の契約に係る公告において 最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う 旨規定した場合に限る。)」と、「新聞紙、掲示その他の方 法」とあるのは「岩手県報」と、「5日(1件の予定価格が 5,000万円以上の工事の請負にあっては、10日) | とあるの は「10日」とする。

(歳入金還付未済繰越金の歳入組入れ等)

第145条 「略]

払を終わらない金額に相当するものは、当該毎月分の金額を 翌月の最初の営業日から5営業日までの間に送金等取消金納 付書(様式第91号)により歳入金に納付し、歳入金還付未済 金歳入納付報告書を会計管理者等に提出しなければならない

(歳出金支払未済繰越金の歳入組入れ等)

第160条 「略]

払を終わらない金額に相当するものは、当該毎月分の金額を 翌月の最初の営業日から5営業日までの間に送金等取消金納 付書により歳入金に納付し、歳出金支払未済金歳入納付報告 書を会計管理者等に提出しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

[略]

岩手県県北家畜保健衛生所

中央農業改良普及センター

(工事の請負にあっては、第3号に掲げる事項を除く。)を (工事の請負にあっては、第3号に掲げる事項を除く。)を 明らかにしなければならない。

> (1) 調達をする物品等(特例政令第2条第3号に規定する 物品等をいう。以下この節において同じ。) 又は特定役務 (特例政令第2条第4号イに規定する特定役務をいう。以 下この節において同じ。) の種類

 $(2)\sim(4)$ 「略]

「略]

(一般競争入札の公告)

における第93条の規定の適用については、同条中「10日(1 件の予定価格が5,000万円以上の工事の請負にあっては、15 日)」とあるのは「40日(一連の調達契約(特例政令第2条 第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この節におい て同じ。) のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札 については、24日。ただし、最初の契約に係る公告において 最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う 旨規定した場合に限る。)」と、「新聞紙、掲示その他の方 法」とあるのは「岩手県報」と、「5日(1件の予定価格が 5,000万円以上の工事の請負にあっては、10日) | とあるの は「10日」とする。

(歳入金還付未済繰越金の歳入組入れ等)

第145条 「略]

2 指定金融機関は、資金交付の日から1年を経過し、まだ支 2 指定金融機関は、資金交付の日から1年を経過し、まだ支 払を終わらない金額に相当するものは、当該毎月分の金額を 翌月の最初の営業日から5営業日までの間に歳入金還付未済 金歳入納付報告書を会計管理者等に提出し、送金等取消金納 付書(様式第91号)により歳入金に納付しなければならない

(歳出金支払未済繰越金の歳入組入れ等)

第160条 「略]

2 指定金融機関は、資金交付の日から<u>一年</u>を経過し、まだ支 2 指定金融機関は、資金交付の日から<u>1年</u>を経過し、まだ支 払を終わらない金額に相当するものは、当該毎月分の金額を 翌月の最初の営業目から5営業日までの間に歳出金支払未済 金歳入納付報告書を会計管理者等に提出し、送金等取消金納 付書により歳入金に納付しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

[略]

岩手県県北家畜保健衛生所

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。